

（宛先） えびの市長

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
 なお、伐採後に災害発生及び発生の恐れが高まった時は、届出者連名の責任及び費用負担にて早急に対策することを申し添えます。

隣接者が不明な場合は、土地調査の資格を有する者（土地家屋調査士など）に依頼し、伐採する境界を確実に確認します。

● 住所
立木所有者
氏名
電話番号
(携帯)

印

● 住所
伐採業者
氏名
電話番号
(携帯)

印

● 住所
造林者
氏名
電話番号
(携帯)

印

● 住所
仲介業者
氏名
電話番号
(携帯)

印

1 森林の所在場所

えびの市大字	字	番
林小班		

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）	・ 間伐	伐採率	%
集材・搬出方法	車輻系 架線系 その他（ ）			
路網の設置延長	m	路網の開設方法	従う・従わない	
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間	年 月 日		～	年 月 日

※過去5年以内に補助事業で、下刈・間伐・枝打等の施業した箇所を主伐する場合、補助金返還となりますので、ご注意ください。

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)				ha
人工造林による面積 (A+B)	植栽による面積 (A)			ha
	人工播種による面積 (B)			ha
天然更新による面積 (C+D)	ぼう芽更新による面積 (C)			ha
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み その他（ ）・なし		
	天然下種更新による面積 (D)			
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み その他（ ）・なし		

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
	5年後において適確な更新がなされない場合			

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 添付が必要な書類

様式第2号 隣接者との境界確認書	<input type="checkbox"/>	様式第3号 協議報告書	<input type="checkbox"/>	字図又は地籍図	<input type="checkbox"/>
------------------	--------------------------	-------------	--------------------------	---------	--------------------------

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 7 集材・搬出方法について、路網を開設する場合は、路網の設置延長を記載し、開設方法として宮崎県作業道等開設基準に従うか従わないかに○をつけること。
- 8 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、えびの市森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。